

ライターの火遊びによる火災に注意！

1日あたり5.6件

火遊びによる火災件数

(H11年～20年の全国の火災報告データをもとに算出)*



ライターが半分以上

火遊びによる火災の発火源

(H11年～20年の全国の火災報告データをもとに算出)*

死傷する可能性が高い

**特に5歳未満の子どもが
火遊びをした場合**

(H16年～20年の政令指定都市の火災について調査)*

ライターは
おもちゃじゃ
ないよ



＜ライターの火遊びによる火災の事例＞



テーブルの上に置き忘れたライターを、子どもがいたずらして、カーテンに着火して、火災になった。



車内にあったライターで子どもが火遊びをし、座席に火がついて、火傷を負い死亡した。



土手に落ちていたライターで子どもが遊んでいて、周囲の枯草に燃え移り、火災になった。

*消費者庁、総務省消防庁の連携調査(H22年2月実施)の結果による。
詳細は、消費者庁HPをご覧ください: http://www.caa.go.jp/safety/pdf/100323kouhyou_1.pdf

ライターの火遊びによる火災を防ぐには、 周囲の**大人の注意**が欠かせません！！



子どもの手の届かないところにおきましょう

家の中、車の中にライターを放置せず、子どもの手の届かない場所にきちんと保管しましょう。



子どもに触らせず、火遊びの危険性を教えましょう

子どもにライターを触らせないようにしましょう。

子どもがライターで火遊びをしているのを見かけたら、すぐに注意してやめさせましょう。

理解できる年齢になったら、家庭や学校で子どもに火遊びの危険性を教えることも大切です。



不要なライターはきちんと捨てましょう



【ガス抜きの様子】

利用しなくなったライターが、ありませんか？

※年間約6億個のライターが国内生産及び輸入されています。

【出典】平成 20年国内需要動向調査報告書(喫煙具) (社)日本喫煙具協会

ライターは使い切るかガス抜きをして、各自治体のルールに従って正しく廃棄しましょう。

ガス抜きの方法と注意事項の情報は(社)日本喫煙具協会 HPをご覧ください
<http://www.jsaca.or.jp/info/throw.html>



子どもが簡単に使えないライターが販売されています

子どもが簡単に操作できない幼児対策(チャイルドレジスタンス機能)を施したライターでないと販売できない規制が導入されます。

幼児対策を施したライターは、規制導入に先行して販売されていますので、ご購入が可能です。

規制に関する情報は、経済産業省の製品安全ガイド HPをご覧ください: https://www.meti.go.jp/product_safety/

製品安全ガイド

検 索

本リーフレットの問い合わせ先

消費者庁消費者安全課 電話番号 03-3507-9137

消費者庁、警察庁、総務省消防庁、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、環境省、(社)日本喫煙具協会